

令和3年10月13日（水）

【関東経済産業局】在籍型出向説明会資料

産業雇用安定助成金について

東京労働局 職業安定部 職業対策課
ハローワーク助成金事務センター

I 令和3年度の雇用関係助成金

雇用関係助成金は、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定、職業能力の開発や向上を図るため、一定の要件を満たした事業主又は事業主団体に対して、必要な助成を行うものです。令和元年度は13助成金・56コースをご利用いただけます。

この助成金は主に雇用保険二事業を財源として、労働局や各ハローワーク等において申請を受け付けています。

令和3年度

14助成金・56コース

■人材確保支援や多様な人材の活躍促進・人材投資の強化

～雇用に関する助成金のご案内～

雇用維持関係	雇用調整助成金	◇経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業等を通じた雇用維持に対する助成金	★	①
	産業雇用安定助成金	◇コロナ感染症に伴う経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、雇用維持を図るため出向によって送出す事業主、受入れる事業主に対する助成金		①
再就職支援関係	労働移動支援助成金	◇離職を余儀なくされた労働者の再就職支援や早期雇入れに対する助成金	★	①
雇入れ関係	特定求職者雇用開発助成金	◇就職困難者を雇い入れた場合の助成金 (高年齢者・障害者・生活保護受給者・被災者他)		①
	トライアル雇用助成金	◇就職が困難な未経験者や障害者等を、一定期間試行的に雇用した場合の助成金		①
	地域雇用開発助成金	◇雇用情勢が厳しい地域で、地域求職者等を雇用した場合の助成金	★	①
転職・再就職拡大支援関係	中途採用等支援助成金※	◇中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用者の採用を拡大し、生産性を向上した場合の助成金	★	①・②
雇用環境整備等関係	障害者雇用安定助成金	◇障害者の安定した雇用や定着支援のための各種助成金		①
	人材確保等支援助成金	◇雇用管理の改善、生産性の向上等を通じた職場定着の促進のための助成金 (建設分野支援も強化)	★	①
	通年雇用助成金	◇季節労働者を通年雇用した場合の助成金		①
	65歳超雇用推進助成金	◇65歳以上への定年引上げ等を支援する助成金	★	③
	キャリアアップ助成金	◇有期契約労働者等の正社員化や待遇改善などキャリアアップを図った場合の助成金	★	①
両立支援等関係	両立支援等助成金	◇仕事と家庭の両立、女性の活躍促進のための取組みに対する助成金	★	②
人材開発関係	人材開発支援助成金	◇労働者の職業能力向上のための取組みに対する助成金	★	②

生産性要件設定あり

申請書提出先

- ① 各ハローワーク
- ② 東京労働局
- ③ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部

Ⅱ 産業雇用安定助成金について

助成金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を維持するために、出向により労働者を送り出す事業主（出向元）と労働者を受け入れる事業主（出向先）の双方に、賃金など出向に必要な経費の一部を補助することで、失業の予防や雇用の安定を図ることを目的に2021年2月5日に創設した助成金です。

対象となる出向

事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用の維持を図ることを目的に行う出向で、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提とした出向（いわゆる在籍型出向）で、以下すべてに該当するもの

- 人事交流・経営戦略・業務提携・実習等が目的でなく、かつ労働者を交換し合うものでない
- 労使間の協定によるものである
- 出向労働者の同意を得たものである
- 出向元と出向先で締結された契約（出向契約）によるものである
- 出向期間が1ヶ月以上2年以内である
- 出向者が出向元にて6ヶ月以上雇用保険の被保険者として雇用された後に出向している
- 出向中の賃金が出向前の賃金とおおむね同額（85%～115%）である

対象の事業主

出向元

- 新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされたもの

【具体的には】

売上高や生産量などの指標（生産指標）が一定数以上減少していること（例：最近1ヶ月の売上げが1年前または2年前と比べて5%以上減少している）

出向先

- 出向労働者の受け入れにあたり、雇用保険被保険者を事業主都合で離職させていないこと
- 雇用量の減少がないこと

【具体的には】

雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標（雇用指標）の最近3ヶ月の平均値が1年前の3ヶ月の平均と比べて、5%を超えてかつ6人以上（中小企業は10%を超えてかつ4人以上）減少していないこと

出向元／出向先 共通

- 出向元および出向先が雇用保険の適用事業所であること
- 出向元と出向先の双方が支給要件を満たしていること
- 出向元と出向先が資本的、経済的、組織的関連性等からみて独立性が認められること（特例が創設）

この他にも要件がございます。詳しくは厚生労働省HPの「産業雇用安定助成金ガイドブック」などでご確認ください。

特例の創設

令和3年8月1日より、以下2つの特例が開始

【独立性特例】

資本的・経済的・組織的関連性などから独立性が認められない事業主（グループ会社など）との出向についても、次のすべてを満たせば助成可能。（ただし助成率は中小2／3、中小以外1／2。出向初期経費なし）

- ①新型コロナの影響による雇用維持のため
- ②通常の配置転換の一環とは区別して行う
- ③令和3年8月1日以降に新たに開始した出向

【公益特例】

「公益目的」のために大量（30人以上）の雇用保険被保険者を出向させる場合は、通常の上限人数とは別枠で1000人まで助成可能。（期間3ヶ月まで）

※「公益目的」新型コロナに係わるワクチン接種、PCR検査など国や自治体等から発注された事業への出向

雇用調整助成金との違い

●雇用調整助成金（休業）

新型コロナの影響などで事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員の雇用を維持するために休業を実施した場合に支給。（従業員を休ませた時の休業手当に対する補助）

●雇用調整助成金（出向）

雇用維持のために休業ではなく他社へ在籍出向させた場合に支給。（出向中の賃金等に対する補助）

⇒目的や仕組みは産業雇用安定助成金とほぼ同じ。違いは①出向元のみ助成対象②助成率・上限額が産雇金より低い③出向初期経費がないなど。よって産雇金を選択するケースが多い。ただし産雇金は出向元／先両方が要件を満たす必要があり、出向先が要件を満たさない場合は雇調金（出向）のみ利用が可能。

助成金額

- ① 出向開始後に要する費用（出向者への賃金など）である「出向運営経費」への支給と
- ② 出向開始前に要する費用の「出向初期経費」への支給の2種類。

① 「出向運営経費」

出向元および出向先が負担する賃金および教育訓練費や労務管理に関する調整経費など、出向中に要する費用に対して、以下の助成率を乗じた額を支給

※出向元と出向先の双方が賃金を負担する場合は、負担割合に応じて出向元と先にそれぞれ支給

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

② 「出向初期経費」

就業規則・出向契約書の整備費や出向者の受け入れのための機器や備品の購入費など、出向の成立に要する経費を負担した場合に対象労働者1名につき、出向元/先それぞれ10万円または15万円を支給。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額	各5万円/1人当たり（定額）	

※加算対象（プラス5万円）

【出向元】

特定の業種（運輸・飲食・宿泊・娯楽など）または生産指標（生産量要件）が20%以上減少

【出向先】

異業種からの出向労働者の受け入れ

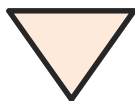
準備・計画から受給まで

～ 事務手続きの流れ ～

出向元と出向先が**出向契約を締結**※1
出向元が労働組合などと**出向協定を締結**
出向予定者の**同意を得る**

※1

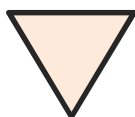
出向元／先との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決める



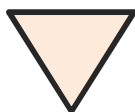
出向計画届提出・要件の確認※2

※2

出向元と出向先が**共同事業主として出向計画届を作成し**、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに、**出向元が労働局へ提出**



出向の実施



支給申請※3 ・ 助成金受給※4

※3

1か月以上6か月以下の単位で設定した期間ごとに**出向元と出向先が共同事業主として支給申請書を作成し**、**出向元が労働局へ提出**

※4

出向元／先それぞれの指定口座に助成金を支給

助成金の利用状況

特 徴

労働局で扱う助成金（雇用・労働分野の助成金）は中小企業の利用が多い傾向にあるが、産業雇用安定助成金は大企業の利用割合が比較的高い。

利用事業所

【出向元】

航空業、旅行業、宿泊業、飲食業の利用が多い

※コロナの影響を受けやすい業界が多く、制度の趣旨・目的にあった利用状況であると言える。また、有名企業・大手企業やその関係会社が多い。

【出向先】

製造業、販売業、運送業などが比較的多いが、出向元に比べて業種の偏りが少ない。

今後の見通し、課題

本助成金を利用した在籍型出向による雇用維持の仕組みが、大手企業グループを中心に浸透しつつあるが、コロナの影響による経営苦は中小・零細企業にも多く見られるところであり、そうした事業者への制度の周知・利用勧奨等が重要になってくると思われる

(本助成金の問い合わせ先)

● 東京労働局助成金事務センター 産業雇用安定助成金担当 03-6844-3401

〒169-0073 東京都新宿区百人町4-4-1 新宿総合労働庁舎1階

よくある質問

Q1 (出向初期経費について)

出向前にかかった費用の金額が上限になるのでしょうか？領収書は必要ですか？

A1 かかった金額にかかわらず、一律1人10万円（ないし15万円）が支給されます。領収書などの提出は不要です。

Q2 (出向先要件「解雇等がない」について)

1人でも事業主都合の離職者がいると不支給になるのでしょうか？

A2 出向者の受入れに際しての解雇等（いわゆる玉突き解雇等）が不支給となります。受入れと関係のない解雇等は影響しません。

Q3 (目的「新型コロナの影響より雇用の維持を図る」について)

新型コロナの影響による出向に限られるのでしょうか？またこの助成金はいつまで利用できるのでしょうか？

A3 コロナ渦における対策として令和3年2月に創設された助成金につき、コロナ対応の出向に限ります。コロナが収束すればいずれ終了すると思いますが、「いつまでか」はまだ決まっておりません。

Q4 (支給期間、支給日数について)

対象者の出向期間が2年間の場合、その間すべて助成されるのでしょうか？

A4 対象となる出向は1ヶ月以上2年以内ですが、助成金の支給は1年までとなります。また、一事業所について一年度500人までの上限もあります。（被保険者数が500人未満の場合はその人数まで、その人数が10人未満は10人まで）（特例あり）

Q5 (助成金の計算方法について)

出向中に支払った賃金額にそのまま助成率をかけた額が支給されるのでしょうか？

A5 出向運営経費の賃金部分は、出向前の賃金と出向中の賃金を比較して低い方をベースに計算します。また、1日12000円の上限額もあります。具体的な計算方法は「産業雇用安定助成金ガイドブック」P12~で確認するか、厚生労働省HPに自動計算式の入った「様式第6号（4）支給対象別支給額算定調書」があるのでそちらを利用して確認することができます。

Q6 もっと色々知りたいのですが？

A6 厚生労働省HP「産業雇用安定助成金」のページに「FAQ」のリンクがございます。本日までご紹介した以外の想定質問が多数掲載されています。